

渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）

平成27年度「基地対策に関する要望書」で求めた 重点要望に対する各府省からの説明（回答）

< 外務省 >

「 1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進 」

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとの観点から重要である。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望を勘案しつつ、随時、米側と協議してきた。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく考えである。

「 2 日米地位協定の改定 基地使用の可視化 」

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実であるが、米軍や米軍人などが我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定に明確に規定されているとおり、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払わなければならないことは言うまでもない。

また、日米間の合意事項、例えば、日米合同委員会における合意事項の多くは、施設・区域の提供、返還等に関するものであり、従来から米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきている。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいりたい。

「 2 日米地位協定の改定 環境条項の新設 」

環境保全の問題は、米軍の施設・区域の周辺住民の方々の健康等に関わる重要なことからであり、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされている。

現行の日米地位協定には環境に関する規定がないことから、平成25年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を立ち上げ、交渉を行ってきた。

本年9月28日、日米地位協定の環境補足協定の署名が行われ、同協定は発効した。日米地位協定が締結されてから55年を経ているが、地位協定に規律されていない環境分野の規定を盛り込んだ補足協定の締結は初めてであり、従来の運用改善とは異なる歴史的な意義を有する。

政府としては、環境補足協定の実施を通じて、米軍施設・区域内外での環境対策が一層強化されるよう努めていきたい。

「2 日米地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設」

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であると認識しており、外務省としては、22時から6時の時間帯の飛行活動は運用上の必要に応じ、緊要と認められる場合を除き禁止されるといった日米合同委員会合意による騒音規制措置の遵守を繰り返し米側に求めてきている。

今後とも、米軍がその活動に際し、日米合同委員会合意を遵守するなどにより、地元に与える影響が最小限となるよう働きかけてまいりたい。

「2 日米地位協定の改定 国内法適用の拡充」

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは日本に駐留する米軍についても同様である。一方で、同じく一般国際法上、米軍や米軍人などは、我が国で活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならない義務を負っており、日米地位協定第16条にもこれを踏まえた規定が置かれている。

その上で、日米地位協定は、協定そのものに加え、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系であり、手当すべき事項の性格に応じて、合同委員会を通じた取組により不断の改善を図っている。

保健衛生の分野について言えば、人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意等に従った検疫措置が実施されている他、2013年1月には、在日米軍と我が国の衛生当局間における情報交換に関して合同委員会合意を作成し、エボラ出血熱や新型インフルエンザを含む感染症に関して日米間で緊密な情報共有等の対応を行っているところである。

地位協定について様々な御意見があることは承知しているが、政府としては、目に見える改善を一つ一つ具体化するべく、まずはこのような日米合意を着実に積み重ねていくことが重要かつ効果的であると考えている。今後とも、地元の方々の御意見を伺いながら、生活に影響のある分野における個別の問題を解決すべく最大限努力していきたい。

「2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

米軍人等による事件・事故はあってはならない。それぞれに被害者や御家族がおられ、その方々の御心痛をお察しするに、1件1件が大変深刻な問題であると認識している。

米軍人等による事件・事故が発生した場合には、日米合同委員会合意に基づき、日米間で迅速に通報を行ってきており、政府として、こうした枠組等を通じて情報を把握し、関連する地方公共団体に対し速やかに情報提供を行うとともに、米側に対して再発防

止等をしっかりと申し入れてきている。

米軍関係者による事件・事故の防止については、関係者による不断の取組が重要であると認識しており、今後とも、米側に対して様々な機会を通じて働きかけるとともに、「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム」等の枠組を通じて関係者との協議を重ね、事件・事故の防止に取り組んでまいりたい。

「2 日米地位協定の改定 地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することを基本とすべきものであるが、その一方で、米軍の安定的な駐留のためには地元の理解と協力は不可欠であり、政府と地元との調整の在り方については、関係省庁と相談しつつ地元の要望に可能な限り応えられるよう努力していく。

渉外知事会からの要望を受け、平成20年12月に渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」の第1回が開催された。

また、第2回の「連絡会議」の開催について、累次にわたり、渉外知事会から御要望いただいているところであり、今後、米側とも相談してまいりたい。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

米軍施設・区域の所在に伴い周辺住民の方々に御負担をおかけしていることは十分に認識しており、地元の過重な負担の軽減を図り、在日米軍の活動に地元の御理解を得ることは、日米安保体制を安定的な基盤の上に置く意味からも非常に重要であると考えている。

一方、御要望の内容は、当省において所掌するものではなく、当省として直接何かできるというわけではないが、米軍施設・区域の所在に伴い周辺住民の方々に御負担をおかけしていることに鑑み、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するとの観点から、必要に応じて、関係省庁とも相談しつつ、適切に対処してまいりたい。

<防衛省>

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、地元の皆様の生活環境や地域の振興に影響を与えていることは十分認識している。

防衛省としては、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考えのもと、米軍施設・区域の整理・統合・縮小にも努力してきたところであり、本年3月に沖縄県に所在するキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区約51ヘクタールを、また、6月に神奈川県に所在する上瀬谷通信施設約242ヘクタールの返還を実現している。

今後とも、沖縄における嘉手納以南の米軍施設・区域や神奈川県における根

岸住宅地区をはじめとした様々な返還事案を着実に進めていくとともに、地元のご要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、地元の負担軽減に取り組んでいく所存である。

「 2 日米地位協定の改定 基地使用の可視化 」

基地使用の可視化についてのご要望、施設・区域の提供等については、日米合同委員会の合意及び閣議決定を経てその使用目的等を官報等においてできる限り詳細に書き、速やかに公表しているところである。今後とも施設・区域の提供等に関連する内容の公表については、適切に行っていく。また、地方公共団体等の皆様が施設・区域に立ち入りをする際には、合同委員会合意に基づき、適切に措置しているところであり、今後とも外務省及び在日米軍と緊密に連携しながら、適切に対応していく。

「 2 日米地位協定の改定 環境条項の新設 」

在日米軍施設・区域における活動と環境保全の両立については、周辺住民に関わる重要な問題だと認識している。環境保全の問題は、米軍施設・区域の周辺住民の方々の健康等に関わる重要な事柄であり、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全性等に妥当な配慮を払って行わなければならないとされている。現行の日米地位協定には、環境に関する規定がないことから、平成25年12月、日米地位協定を環境面で補足する新たな政府間協定を作成するための日米協議を立ち上げ、外務省を中心に交渉が行われてきた。本年9月28日（現地時間）、日米地位協定の環境補足協定の署名が行われ、同協定は発効した。日米地位協定が締結されてから55年を経ているが、地位協定に規律されていない環境分野規定を盛り込んだ補足協定の締結は初めてであり、従来の運用改善とは異なる歴史的な意義を有していると認識している。

当省としては、環境補足協定の実施を通じて、米軍施設・区域の内外での環境対策が一層強化されるよう努めていく所存である。

「 2 日米地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設 」

在日米軍の行う飛行訓練は、部隊の練度の維持及び向上のため必要なものであり、日米安全保障条約の目的達成に資する重要なものであるが、他方、安全性に最大限の考慮を払うとともに、地元住民の方々に与える影響を最小限にする必要があるものと認識している。このような認識のもと、米軍機の訓練による地元住民の方々への影響を最小限とするための具体的な措置が日米合同委員会において合意されており、この合意は飛行場周辺の住民の方々のご負担をできる限り軽減するという課題と、日米安保条約の目的を達成するために米軍の運用上必要な活動を確保するという課題との間で、運用上許される限りの制約を課したものであることをご理解願う。

当省としては、米軍に対し、当該合意を遵守し可能な限り地元住民の方々への影響が最小限となるよう累次の機会に申し入れを行っていく所存である。

「2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

米軍人等による事件・事故は、住民の皆様にも多大な不安を与えるものとして、誠に遺憾であり、防衛省としては機会あるごとに米軍に対し、隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう働きかけているところである。万一、米軍人による事件・事故が発生した場合は、日米間で合意された通報手続等に基づき、速やかに関係自治体等に通報するとともに、米軍に対し再発防止及び安全管理の徹底等を申し入れていく。

公務外の事件・事故による被害については、当事者間の示談が困難な場合は、日米地位協定第18条6項の規定により、米国政府が慰謝料の額を決定し、被害者の受諾を得たうえで支払いを行っている。いずれにせよ、防衛省としては、実効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、今後とも関係機関と連携しつつ米軍人等による事件・事故の防止に取り組んでまいりたいと考えている。

「2 日米地位協定の改定 地元意見の聴取に係る仕組みの新設」

日米地位協定の改定そのものについては、外務省を中心に対応すべきものと承知しているが、防衛省としても、日米安保条約の目的を達成しつつ、米軍施設・区域のよりよいあり方について、地元の皆様の貴重なご意見を賜りながら、基地に起因する様々な課題の解決に取り組んでいく。地元意見の聴取に係る仕組みの新設のご要望については、本日うかがったお話を踏まえ、外務省ともよく相談し、適切に対応していく。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地交付金等の増額等」

(基地交付金及び調整交付金について)

基地交付金及び調整交付金の交付に係る事務は、総務省が所管しているが、今回いただいたご要望は総務省に伝えたいと考えており、これに併せて本件については所管する総務省にご要望いただくようお願いする。

(基地周辺対策経費について)

防衛省としては、国の財政事情は極めて厳しい状況ではあるが、地元のご要望を踏まえ、基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力していく。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 地域振興策の新設・拡充」

地域振興策の新設・拡充に係るご要望については、関係機関とも連携しつつ、当省として行い得ることについて、最大限努力していく。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地跡地の返還に係る支援」

基地返還後の国有地の利用に関し、今後とも、皆様方のご要望を国有財産を所管する財務省に伝えるなど、当省としてできる限り努力していく。

「3 国による財政的措置等の新設・拡充 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍等労働者が雇用面において不安なく勤務できる状態を確保していくことは、雇用主としての日本政府の立場上、当然のことであり、駐留する米軍の任務を円滑に行う面からも重要なことである。また、駐留軍等労働者の労働条件等については、米側と調整しながら、逐次改善を図ってきたところである。

駐留軍等労働者の離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、関係省と協力しながら、各種援護措置を実施しており、今後とも離職者の生活の安定確保に最大限努力する所存である。

米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用の影響については、現時点において、確たることを申し上げることは困難である。また、平成28年の3月に期限を迎える日米特別協定については、現在、日米間で協議が行われているが、その詳細については、米側との関係もあり、お答えすることは差し控えさせていただく。いずれにしても、当省としては、駐留軍等労働者の雇用の安定確保について、万全を期してまいりたいと考えている。

<環境省>

「2 日米地位協定の改定 環境条項の新設」

日米地位協定の環境条項に関しては、本年9月に日米地位協定を補足する協定として環境補足協定が署名されたところである。環境省としても、本協定に基づく措置について、必要に応じて関係機関と協力し適切に対処してまいりたいと考えている。今後とも関係都道府県のご協力をお願いしたい。

「2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

在日米軍の施設区域において事件・事故が発生した場合の通報の手続については、平成9年に日米合同委員会の合意が結ばれており、これに基づいて関係自治体に通報がなされていることとなっている。

また、先般の環境補足協定でも、在日米軍基地において環境事故が発生した場合のその後の基地への立ち入りの手続に関して規定されているところである。

これらの手続、連絡調整に関しては、地方防衛局が窓口になるものと承知しているが、環境省としても、こうした事故が発生した際には、必要に応じて関係機関と協力し適切に対処してまいりたいと考えている。

< 総務省 >

「 3 国による財政的措置等の新設・拡充 基地交付金等の増額等」

基地交付金及び調整交付金（以下「基地交付金等」という。）については、基地交付金等の対象資産価格等に対する予算額が少ない状況を考慮し、平成元年度から3年おきに、10億円の増額を図っているところである。

平成28年度の概算要求については、極めて厳しい財政状況の中ではあるが、基地所在市町村の置かれている実情等をかんがみ、対前年度比10億円増の35億4千万円を要求しているところである。

総務省としては、要求額の満額確保に向けて、引き続き、努力していきたいと考えている。

< 厚生労働省 >

「 3 国による財政的措置等の新設・拡充 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化」

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といったよりきめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化、などの施策も積極的に講じている。

< 国土交通省 >

「 2 日米地位協定の改定 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設」

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航については、外務省や防衛省から米側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮について申入れが行われているものと承知しているところです。

< 原子力規制庁 >

「 2 日米地位協定の改定 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実」

原子力艦寄港地では、関係自治体等の協力を得てモニタリングポスト等による放射能調査を引き続き実施している他、平時からモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視を行っている。

なお、異常事態発生時には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。